

沖縄県豚熱防疫対策 マニュアル

令和4年6月

沖縄県農林水産部畜産課

内容	
はじめに	1
第1 防疫措置の基本方針	2
第2 防疫措置の概要	3
1 発生段階別の対応	3
2 豚熱防疫措置フロー	5
3 防疫体制の概要	6
4 豚熱対策のための県の役割	9
5 豚熱対策のための市町村の役割	13
6 豚熱対策のための農業団体等の役割	15
7 豚熱対策のための豚等の協定団体の役割	17
8 豚熱対策のための豚等の所有者の役割	19
第3 異常豚の届出から病性鑑定までの措置	21
1 異常豚の早期発見	21
2 通報（届出）	22
3 通報を受けた家保等の措置	22
4 農場への病性鑑定立入検査	24
5 本病を否定できない場合（先遣隊派遣）	26
6 陽性判定時に備えた準備（防疫計画の作成）	31
7 浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた 場合の対応	35
8 病性鑑定材料の送付	37
9 その他	38
第4 病性等の判定	39
1 病性の判定方法	39
2 患畜及び疑似患畜	40
第5 患畜又は疑似患畜決定後の作業	42
1 関係者への連絡	42
2 対策本部の設置・開催	43
3 報道機関への公表等	43
4 防疫措置に必要な人員の確保	44

第6 発生農場等における防疫措置	45
1 発生農場での防疫措置概要図	45
2 と殺（法第16条）	46
3 発生農場での防疫措置に関する事項	47
4 死体の処理（法第21条）	48
5 汚染物品の処理（法第23条）	49
6 その他留意すべき事項	50
7 発生農場での作業	54
8 防疫作業従事者の行程等	64
9 防疫ステーションでの作業（防疫作業開始前）	65
10 防疫ステーションでの作業（防疫作業終了後）	71
11 発生農場からのウイルス散逸防止	75
12 防疫措置後の留意事項	76
13 健康管理・対策	77
14 仮設テントでの作業（防疫措置開始前）	78
15 仮設テント内での作業（防疫措置終了後）	81
16 埋却場所での作業	83
17 評価（豚等、飼料、薬品等）	96
18-1 防疫措置の一例（繁殖豚100頭）	97
18-2 防疫措置の一例（肥育豚2,000頭）	106
18-3 防疫措置の一例（肥育豚6,000頭）	117
第7 通行の制限又は遮断（法第15条）	128
1 通行の制限又は遮断	128
第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）	129
1 制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域）の設定	129
2 制限区域内の家畜の所有者等への周知	134
3 制限区域の変更	135
4 制限区域の解除	136
5 制限の対象	139
6 制限の対象外	139
第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条、第34条）	144
1 移動制限区域内の制限	144
2 搬出制限区域内の制限	144

3 と畜場の再開	144
第10 消毒ポイントの設置（法第28条の2等）	146
1 消毒ポイントの概要	146
2 消毒ポイントの選定	148
3 消毒ポイントの設置，運営	150
4 消毒ポイントでの作業	151
第11 ウイルスの浸潤状況の確認	155
1 疫学調査	155
2 移動制限区域内の周辺農場の検査	157
3 疫学関連家畜又は移動制限区域内の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応	159
4 検査員の遵守事項	159
5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認	162
6 野生いのししにおける感染確認検査	162
第12 緊急ワクチン（法第31条）	163
1 緊急ワクチン接種の実施の判断	163
2 緊急ワクチン接種の実施手順等	163
第13 消毒	164
1 法第9条又は30条による消毒及びねずみ駆除	164
第14 豚等の再導入	166
1 再導入に際しての立入検査等	166
2 ワクチン非接種区域における豚等の再導入	167
3 ワクチン接種区域における豚等の再導入	167
第15 発生の原因究明	169
第16 浸潤状況調査及び野生いのしし対策	170
1 浸潤状況を確認するための調査	170
2 予防的ワクチン（法第6条）	171
第17 野生いのししにおける防疫対応	177

1	感染の疑いが生じた場合の対応	177
2	病性の判定	178
3	病性判定時の措置	178
4	対策本部の開催及び国、都道府県等の連携	179
5	報道機関への公表等	180
6	通行の制限又は遮断	180
7	移動制限区域の設定	181
8	家畜集合施設の開催等の制限等	185
9	消毒ポイントの設置	187
10	ウイルスの浸潤状況の確認等	188
11	経口ワクチンの散布	189
第 18	収束	190
1	収束	190
第 19	県民の不安解消及び風評被害対策	191
1	情報提供	191
2	相談窓口の設置	191
3	消費者及び豚肉取引業者等への対応	191
4	イベント等の開催	191
5	メンタルヘルス対策	192
6	公共施設等における消毒マット等の設置	192
第 20	離島における対応	193
1	管轄	193
2	通報（届出）	193
3	組織体制（現地対策本部）	194
4	動員体制	194
5	農場への病性鑑定立入検査	195
6	疑い事例等の関係機関への連絡体制	196
7	病性鑑定材料の送付	197
8	病性鑑定材料送付後の作業	199
9	防疫資材、機材の準備	199
10	制限区域の設定	201
11	消毒ポイント予定地の選定及び人員確保	201
12	病性決定時の連絡体制	203

参考資料 沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱
特定家畜伝染病防疫対策本部組織図
特定家畜伝染病に係る農林水産部初動防疫体制

※ 本文中における指針は、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和3年10月1日 農林水産大臣公表）」を示す。

はじめに

豚熱（以下本病という）は豚熱ウイルスの感染によっておこる急性熱性伝染病です。豚、いのししに感染し、伝播性が極めて強く、致死率も非常に高いため、世界中の養豚業者の中で最も恐れられている家畜伝染病の1つです。

国内においては、平成30年9月に26年ぶりに岐阜県で本病が発生し、その後、東海地方を中心に広がりました。本県においては、令和2年1月8日に33年ぶりにうるま市の養豚場で発生し、その後同年3月までに計7事例の発生が確認され、計12,831頭の豚が殺処分されました。

令和4年1月現在、国内では16都府県で76事例の発生が確認されています。ワクチン接種により飼養豚での発生の広がりは抑えられていますが、野生いのししに感染が広まっているため、ワクチン接種農場においても継続して発生が確認されており、予断を許さない状態が続いています。

本マニュアルは、本県で33年ぶりとなる豚熱発生時の防疫対応において課題となった、市町村、関係機関等との役割、防疫作業の進め方、後方支援体制の構築等について検討し、よりの確な防疫措置を行うために参考になるものを作成しました。

関係者におかれましては、本マニュアルについて理解を深め、日頃から豚農場等への指導や有事を想定した訓練等を実施、参加していただくとともに、万一の発生の際には、県、市町村、関係機関が一体となって迅速な対応を行うことができるようご理解、ご協力をお願いします。

第1 防疫措置の基本方針

- 1 豚熱（以下、「本病」という。）の防疫措置の基本は、第1に各農場等への豚熱ウイルスの侵入を防止すること（「発生の予防」）、第2に本病を否定できない豚等の早期発見と早期通報をすること（「早期発見及び早期通報」）、第3に発生した際の迅速かつ的確な初動防疫及びまん延防止措置の実施によりウイルス拡散防止を図ること（「迅速かつ的確な初動防疫対応」）である。
- 2 これら一連の防疫措置を確実に実施できるよう、平常時から、県、市町村及び関係団体並びに豚等の所有者が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築しておく必要がある。このため本マニュアルでは、県内各者の役割と取り組むべき事項を明確に定めることとする。
- 3 本病の防疫措置については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年5月31日法律第166号。以下、「法」という。）、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表（一部変更：令和3年10月1日）。以下、「国の指針」という。）、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項の一部改正について」（令和2年7月1日付け2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知。）、「家畜伝染病予防法施行細則」（平成12年3月24日沖縄県規則第31号）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施するものとする。

第2 防疫措置の概要

1 発生段階別の対応

本県においては、隣国の発生から県内での発生まで、警戒レベル（フェーズ）を7段階に分けて対応している。

(1) フェーズ1：隣国（台湾、韓国を除く）で発生した場合

- ・県は、生産者及び畜産関係者に対し、ホームページや定期的な講習会等により豚熱に関する情報提供を行い、生産者へ飼養衛生管理基準遵守の指導を行う。また、県は初動防疫に備え、機材や資材の備蓄確認を行い、各関係機関へ防疫作業登録票の提出を依頼する。

(2) フェーズ2：台湾、韓国で発生した場合

- ・県は、フェーズ1の対応に加え、生産者及び畜産関係者に対し、注意喚起を強化する。

(3) フェーズ3：国内（九州を除く）で野生いのししで発生した場合、
あるいは国内（九州を除く）で発生した場合

- ・県は、フェーズ2の対応に加え、生産者及び畜産関係者に対し、県外からの豚の導入状況調査及び異常家畜がないかの聞き取りを行う。また、県農林水産部局で特定家畜伝染病危機管理対策会議を開催する。

(4) フェーズ4：九州で発生した場合

- ・県は、フェーズ3の対応に加え、各部局を交えた対策本部連絡会議の開催、協定団体等との事前調整を行う。

(5) フェーズ5：九州で野生いのししで発生した場合、
あるいは九州の複数県に拡大した場合

- ・県は、フェーズ4の対応に加え、県外からの豚熱侵入防止対策の強化を図る。

(6) フェーズ6：沖縄県内で野生いのししで発生した場合

- ・県は、フェーズ5の対応に加え、フェーズ7に備えた備品・資材等の

備蓄レベルを強化し、全庁動員名簿の作成依頼を行う。また、沖縄県特定家畜伝染病対策本部の設置をする。

(7) フェーズ7：沖縄県内で発生した場合

- ・県は、フェーズ6に加え、続発も想定した備品・資材等の備蓄レベルを強化する。また、重要種畜等の避難・分離を行う。

豚熱危機管理レベルの設定と危機管理体制

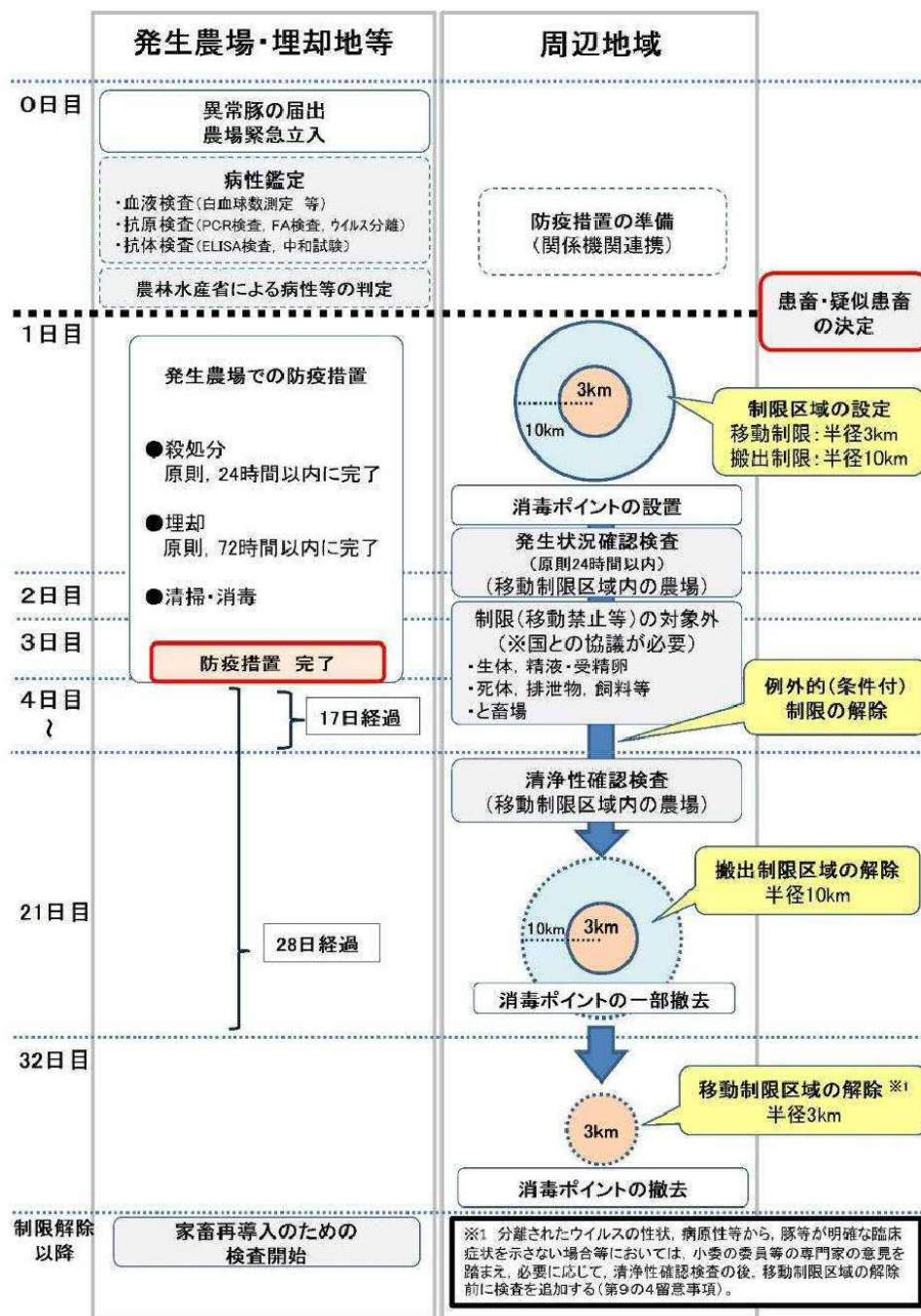
警戒レベル (フェーズ)	発生地および状態	具体的対応						推進体制
		生産者等への啓発・指導	生産者等への注意喚起強化	導入状況異常家畜の聞き取り	備品・資材等の備蓄レベル	重要種畜等の避難・分散	動員体制の構築	
7	・沖縄県内で発生	●	●	●	S	実施	全庁動員名簿依頼	・沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部設置
6	・沖縄県内で野生イノシシの発生	●	●	●	A	-	全庁動員名簿依頼	
5	・感染が複数県（九州）に拡大	●	●	●	B	-	防疫作業登録票提出	・対策本部連絡会議（各部署）
	・九州で野生イノシシの発生							・特定家畜伝染病危機管理対策会議（農林部）開催
4	・国内（九州地域）で発生	●	●	●	B	-	防疫作業登録票提出	・協定団体等の事前調整
3	・国内（九州を除く）発生 ・感染が全国で散発	●	●	●	B	-	防疫作業登録票提出	・特定家畜伝染病危機管理対策会議（農林部）
	・国内（九州を除く）で野生イノシシの発生							
2	・台湾、韓国で発生	●	●	-	B	-	防疫作業登録票提出	・関係機関と連携
1	・隣国（台湾、韓国を除く）で発生	●	-	-	B	-	防疫作業登録票提出	

※1：沖縄県での発生後、豚熱ワクチン接種。発生した場合は発生農場のみの防疫対応。

2 豚熱防疫措置フロー

防疫措置とは発生農場でウイルスを封じ込めるために、豚熱特定家畜伝染病防疫指針に基づき、と殺、死体の処理、汚染物品の処理、豚舎等の消毒（1回目）の完了までをいう。

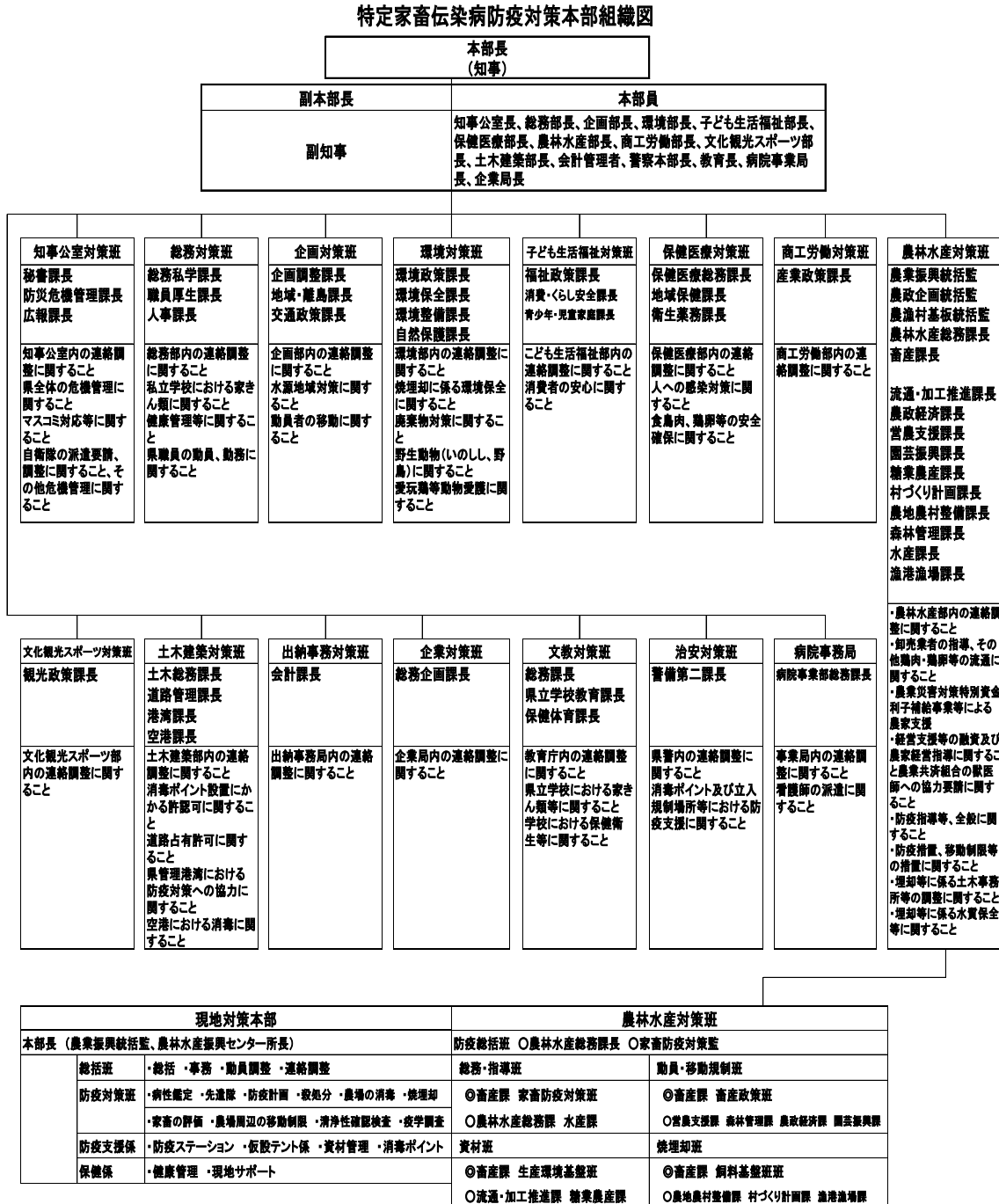
また周辺地域においても制限区域を設定し、消毒ポイントを設置し、防疫措置完了から28日間運営する。



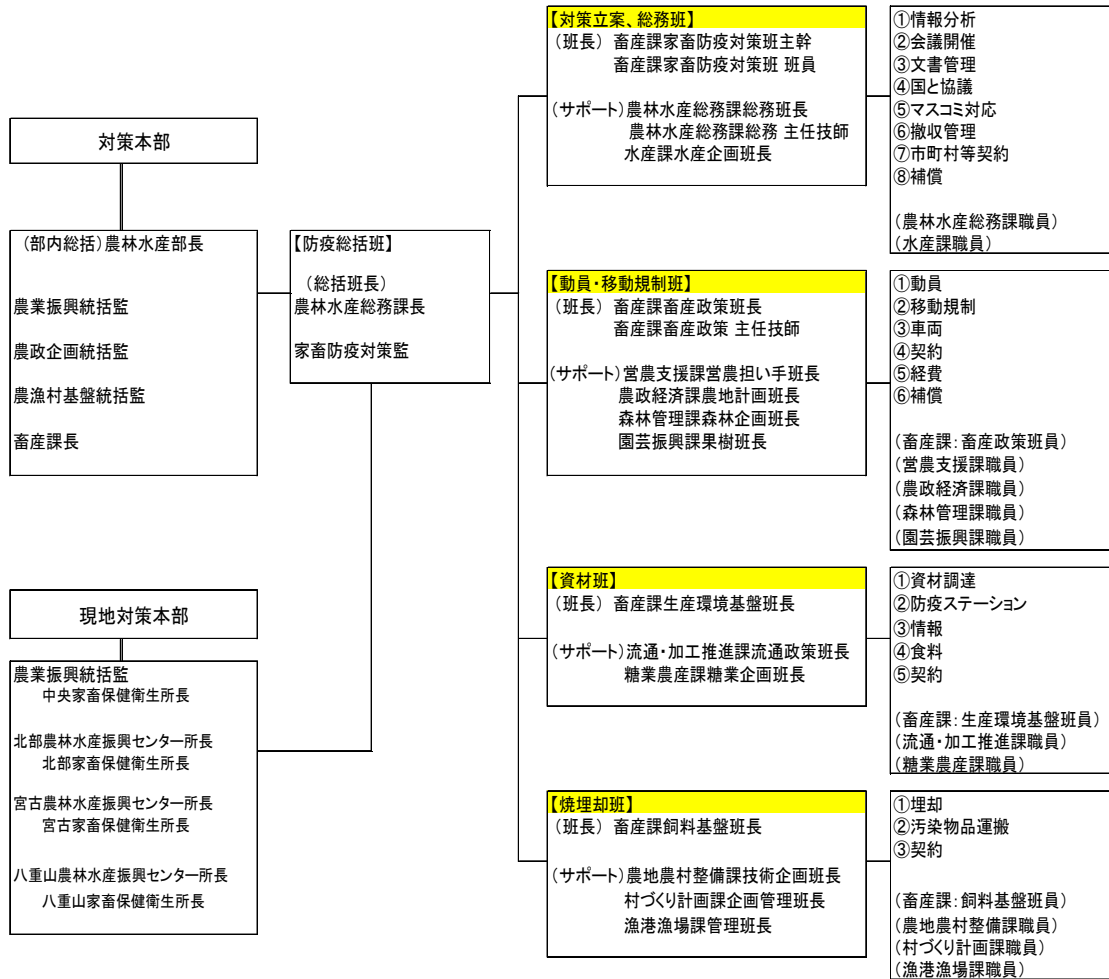
3 防疫体制の概要

県は「沖縄県特定家畜伝染病対策本部」を立ち上げ、発生農場を管轄する地域は「地域現地対策本部」を立ち上げ、防疫対応にあたる。

(1) 沖縄県特定家畜伝染病対策本部組織



特定家畜伝染病に係る農林水産部初動防疫体制



(2) 地域現地対策本部における班体制

地域特定家畜伝染病防疫対策本部（現地対策本部）	
<p>北部現地対策本部</p> <p>本部長：農林水産振興センター所長</p> <p>副本部長：家畜保健衛生課長（家畜保健衛生所長）</p>	<p>総括班 （現地対策本部事務局）</p> <p>班長：農林水産振興センター副参事 班員：農林水産振興センタースタッフ職員</p>
	<p>防疫対策班</p> <p>班長：家畜保健衛生班長 副班長：森林資源センター所長、栽培漁業センター所長、農業研究センター名護支所長、畜産研究センター所長、家畜改良センター所長 班員：上記機関に所属の職員</p>
	<p>防疫支援班</p> <p>班長：農業改良普及課長 副班長：農業水産整備課長、森林整備保全課長、農業大学校長 班員：上記機関に所属の職員</p>
	<p>感染防御班</p> <p>班長：管轄保健所長 副班長：管轄外保健所長 班員：上記機関に所属の職員</p>
<p>中南部現地対策本部</p> <p>本部長：農業振興統括監</p> <p>副本部長：中央家畜保健衛生所長</p>	<p>総括班 （現地対策本部事務局）</p> <p>班長：家畜保健衛生所防疫企画班長 班員：家畜保健衛生所防疫企画班員</p>
	<p>防疫対策班</p> <p>班長：家畜保健衛生衛生振興班長 副班長：中部農林土木事務所長、南部農林事務所長、農業研究センター所長、病害虫防除技術センター所長、水産海洋技術センター所長、南部林業事務所長 班員：上記機関に所属の職員</p>
	<p>防疫支援班</p> <p>班長：管轄農業改良普及センター所長 副班長：管轄外農業改良普及センター所長、中部農林土木事務所長、南部農林事務所長、農業研究センター所長、病害虫防除技術センター所長、水産海洋技術センター所長、南部林業事務所長 班員：家畜保健衛生所防疫企画班員、上記機関に所属の職員</p>
	<p>感染防御班</p> <p>班長：管轄保健所長 副班長：管轄外保健所長 班員：上記機関に所属の職員</p>
<p>宮古現地対策本部</p> <p>本部長：農林水産振興センター所長</p> <p>副本部長：家畜保健衛生課長（家畜保健衛生所長）</p>	<p>総括班 （現地対策本部事務局）</p> <p>班長：農林水産振興センター副参事 副班長：宮古事務所総務課長 班員：上記機関に所属の職員</p>
	<p>防疫対策班</p> <p>班長：家畜保健衛生所長 班員：家畜保健衛生所職員</p>
	<p>防疫支援班</p> <p>班長：農業改良普及課長、農林水産整備課長、農業研究センター宮古島支所長 班員：上記機関に所属の職員</p>
	<p>感染防御班</p> <p>班長：宮古保健所長 班員：宮古保健所職員</p>
<p>八重山現地対策本部</p> <p>本部長：農林水産振興センター所長</p> <p>副本部長：家畜保健衛生課長（家畜保健衛生所長）</p>	<p>総括班 （現地対策本部事務局）</p> <p>班長：農林水産振興センター副参事 副班長：八重山事務所総務課長 班員：上記機関に所属の職員</p>
	<p>防疫対策班</p> <p>班長：家畜保健衛生所長 班員：家畜保健衛生所職員</p>
	<p>防疫支援班</p> <p>班長：農業改良普及課長、農林水産整備課長 班員：上記機関に所属の職員</p>
	<p>感染防御班</p> <p>班長：八重山保健所長 班員：八重山保健所職員</p>

4 豚熱対策のための県の役割

(1) 監視体制の強化

ア 豚等の所有者に対する飼養衛生管理の指導

- (ア) 家畜防疫員は、本病の発生を予防するため、原則として毎年、各農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、必要に応じて行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく指導及び助言を行う。
- (イ) 再三にわたり（ア）の指導及び助言を受けたにもかかわらず、それに従わない豚等の所有者に対しては、法第12条の5及び第12条の6に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。
- (ウ) 食品残さ等を給与している農場については、定期的な処理状況の調査・指導を行う。
- (エ) 発生国で使用された畜産関係資材等の利用は控えるよう指導する。
- (オ) 外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知・指導を行う。

イ 速やかな情報収集・提供

- (ア) 県畜産課及び家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、近隣諸国や国内での発生状況について情報を収集・整理する。
- (イ) その情報を会議等において畜産関係者に説明し、注意を怠らないように指導するとともに、状況に応じてファクシミリ等により情報提供する。
- (ウ) 特に大規模所有者（豚及びいのししにあっては3,000頭以上の家畜の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況について定期的な報告をさせる等、十分な指導を行う。

ウ 異常豚の早期通報の指導

家保は、豚等の所有者に対して、豚等の健康状態を把握し、異常豚が認められた場合には速やかに獣医師又は家保に通報するように指導する。

エ 疫学関連農場の調査

県畜産課は、発生農場に関する情報を収集し、疫学関連農場の情報を家

保に提供する。家保は、その情報に基づき、疫学関連農場について、所在地や連絡先等の情報を整理し、状況に応じて電話での聞き取り調査や立入・臨床検査等を行い、異常豚の有無を確認する。

オ 県民への情報提供

県畜産課は、発生県や発生地域へ旅行等をする県民に対して、本病の発生状況を周知するとともに、ウイルスの侵入防止に努めるよう県ホームページやチラシ等を用いて啓発する。

(1) 防疫体制の強化（平時からの取組）

ア 発生に備えた防疫資材の確認・確保

- (ア) 家保は、平時から疑い事例や本病発生に備え、検査材料を採材するための資材、消毒ポイント及び殺処分に必要となる防疫資材等を確保し、非常時に速やかに対応できるようにする。
- (イ) 一定の飼養規模での発生を想定し、家保などに必要な資材を備蓄する。
- (ウ) 使用期限のある資材については、定期的に更新する体制を整えておく。
- (エ) 想定規模を超える発生により資材が不足する場合や、備蓄に不向きな資材を速やかに確保するため、緊急に調達可能な業者のリストを作成し、連絡方法についても確認しておく。

イ 発生時の人員確保

- (ア) 家保は、消毒ポイントや殺処分等について人員の確保が必要であることを市町村及び関係団体に説明し、その協力が得られるようにしておく。
- (イ) 県畜産課は、本庁及び各関係部局に対して、あらかじめ各所属において健康状態を審査した上、防疫措置に従事可能な者のリストを作成しておく。
- (ウ) 協力を依頼された組織はその人員について、あらかじめリストの作成等の準備をしておく。
- (エ) 県のみで、発生農場における防疫措置等を実施することが困難な場合には初動における獣医師の確保に努め、国の職員や他の都道府県からの家畜防疫員及び自衛隊の派遣要請の実施について、農林水産省消

費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議する。

(オ) 自衛隊の派遣について、農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

ウ 農場や埋却地等の情報の把握

家保は、管内の農場の位置、畜種や飼養頭数、埋却地等の情報について、防疫マップ等のシステムを用いて管理する。また、県や市町村が所有する埋却候補地についても、その位置や埋却可能頭数等の情報を把握しておく。

エ 検体輸送手段の整備

家畜衛生試験場（以下「家衛試」）は、あらかじめ航空会社に検査用の検体を送ることについて説明し、必要な書類等について把握しておく。

オ 空港等の水際対策

県畜産課は、県内へのウイルスの侵入を防ぐために、県民に発生地域についての情報を周知し、畜産関係施設への訪問に注意を払うとともに、空港や港湾の管理者に消毒マットの設置など防疫体制強化の協力を依頼する。また、本病の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対しても、出入口での消毒等を行うよう要請する。

カ 発生を想定した防疫演習の実施

県畜産課及び各家保は、県の機関や民間団体等に対して防疫演習を行い、本病発生時に迅速に行動できるように訓練しておく。

(2) 防疫措置の実施

ア 対策本部の設置

県畜産課及び家保は、状況に応じて対策本部を設置し、消毒ポイントの設置等の防疫対策について指示し、各方面に協力を依頼する。

イ 殺処分、埋却等

発生農場における殺処分、埋却及び消毒等については、本マニュアル等に

従って、県・市町村・関係団体が一丸となって、迅速かつ的確に実施する。

ウ 移動制限及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）境界等における消毒ポイント設置

県は制限区域境界等に消毒ポイントを設置し、豚熱ウイルスの侵入及び拡散を防ぐ。

エ 制限区域内の異常豚の確認

県畜産課は、制限区域内の農場を特定し、家保は、立入・臨床検査により異常豚の有無を確認する。

5 豚熱対策のための市町村の役割

市町村は、県が行う豚等の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者が行う発生予防の取組に対し支援を行う。また、発生時には県が行う具体的な防疫措置に協力する。

(1) 事前検討事項

- ア 市町村対策本部を設置する場合の時期、構成等
- イ 所属職員のうち防疫措置（殺処分・埋却・消毒等）に従事可能な者の確保及び派遣方法等
- ウ 埋却場所の候補地のリスト化及び地域住民への説明方法
- エ 市町村道の通行遮断等の対応
- オ 車両等の消毒ポイント等（水及び電源の確保）
- カ 防疫作業従事者の集合場所の選定
- キ 市町村民への情報提供の方法、相談窓口の設置

(2) 隣接市町村において本病が確認された場合

- ア 管内発生時に備えた現地防疫措置（動員、消毒ポイント・集合場所等の設定）の準備
- イ 管内への侵入防止のための消毒に対する協力
- ウ 市町村民への情報提供

(3) 管内において異常豚が発見された場合

県から本病を疑う異常豚を発見した旨の通報があった場合（明確な豚熱の症状の場合は、（4）と同様の措置へ）

- ア 市町村対策本部の設置の準備
（混乱を招かないように、情報は慎重に取り扱う）
- イ 防疫措置の準備
 - （ア）防疫作業従事者の確認
 - （イ）埋却場所の選定
 - （ウ）防疫作業従事者の集合施設（体育館・公民館等）の選定・準備
 - （エ）通行遮断時の代替道路の検討、周知の準備等
 - （オ）制限区域設定の準備
 - （カ）消毒ポイントの選定・準備

- (4) 管内において患畜又は疑似患畜と決定した場合
 - ア 市町村対策本部の設置
 - イ 埋却場所の選定及び必要に応じて周辺住民への説明
 - ウ 発生地周辺の通行遮断（県への報告、住民への説明）
 - エ 防疫作業従事者の確保
 - (ア) 豚等の評価
 - (イ) 豚等の保定、移動、運搬等
 - (ウ) 畜舎等の消毒等
 - オ 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
 - カ 防疫作業従事者の集合場所の提供（体育館・公民館等）及びその場所の補助業務
 - キ 制限区域にかかる内容の周知・指導
 - ク 発生状況確認検査への協力（集合場所、巡回車両、案内人の確保）
 - ケ 清浄性確認検査への協力（集合場所、巡回車両、案内人の確保）
 - コ 市町村民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策を含む。）

6 豚熱対策のための農業団体等の役割

農業団体等は、県が行う豚等の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力し、豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。また、発生時には、県が行う具体的な防疫措置に協力する。

(1) 事前検討事項

本病を侵入させないための消毒等の日頃の衛生管理や豚等の健康観察等について豚等の所有者の指導及び支援を行う。

ア 管内で発生した場合に備えて検討する事項

(ア) 豚等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況の把握

(イ) 所属職員のうち防疫措置（殺処分・埋却・消毒等）に従事可能な者の確保及び派遣方法

(ウ) 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置

イ 管轄外の市町村で発生した場合に備えて検討する事項

(ア) 豚等、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況の把握

(イ) 防疫措置への派遣協力

(ウ) 団体構成員への情報提供の方法、相談窓口の設置

(2) 隣接市町村において本病が確認された場合

ア 管内発生時に備えた防疫措置への協力準備

(ア) 消毒、埋却等を補助する防疫作業従事者の確認

(イ) 防疫措置に必要な資材の準備

イ 管内への侵入を防止するための消毒に対する協力・実施

ウ 豚等、畜産物、飼料、畜産関係資材の移動状況調査への協力

エ 団体構成員への情報提供

(3) 管内において異常豚が発見された場合

ア 患畜又は疑似患畜の決定時に備えた防疫措置への協力準備（(2)のアに準じる。）

イ 豚等、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況調査への協力

ウ 団体構成員、関係事業者への情報提供（混乱を招かないように、情報は慎重に取り扱うこと。）

(4) 管内において患畜又は疑似患畜と決定した場合

- ア 家畜防疫員による殺処分、埋却及び消毒等に対する補助業務を行う防疫作業従事者の確保
- イ 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ウ 豚等、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動の自粛又は制限
- エ 団体構成員、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策を含む。）

7 豚熱対策のための豚等の協定団体の役割

特定家畜伝染病の防疫措置においては、防疫協力協定団体の協力が必要不可欠である。

防疫協力協定団体による支援として、獣医師の派遣、人員の派遣、動物薬品器材の提供、消毒ポイントの運営、重機の手配、建設機械器具の貸し出し、資材・家畜の死体の運搬、バスの配車、埋却地における不発弾調査、車の誘導、家畜死体等の焼却、埋却地における測量などがあり、現時点で、以下の16協定団体と防疫協力協定を締結している。

(1) 人的支援（6協定団体）

- ア 公益社団法人 沖縄県獣医師会
獣医師の派遣
- イ 沖縄県農業共済組合
獣医師の派遣
- ウ 公益社団法人 沖縄県家畜改良協会
人員の派遣
- エ 沖縄県農業協同組合
人員の派遣
- オ 沖縄県酪農農業協同組合
人員の派遣
- カ 公益社団法人 沖縄県看護協会
人員の派遣

(2) 人的・物的支援（11協定団体）

- ア 沖縄県動物薬品器材協会
動物薬品器材の提供
- イ 沖縄県ペストコントロール協会
消毒ポイントの運営
- エ 一般社団法人 沖縄県建設業協会
人員、重機の手配
- オ 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会沖縄支部
建設機械器具の貸し出し
- カ 公益社団法人 沖縄県トラック協会
資材・家畜の死体の運搬

- キ 一般社団法人 沖縄県バス協会
バスの配車
- ク 一般社団法人 沖縄県警備業協会
車の誘導
- ケ 一般社団法人 沖縄県磁気探査協会
埋却地における不発弾調査

- コ 株式会社環境ソリューション
家畜死体等の焼却
- サ 株式会社倉敷
家畜死体等の焼却
- シ 一般社団法人 沖縄県測量建設コンサルタンツ協会
埋却地における測量

協定団体



協定団体皆様のおかげで防疫作業ができています

8 豚熱対策のための豚等の所有者の役割

(1) 豚等の所有者は、毎年、法及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号、以下「規則」という。）の定めるところにより、その飼養している家畜の頭数及び飼養にかかる衛生管理の状況に関し、県知事に報告しなければならない。

(2) 法に定める「飼養衛生管理基準」に基づき次の衛生管理を行う。

- ア パンフレットなどにより、本病についての知識を習得するとともに、県や農林水産省のウェブサイト等で発生情報等を随時確認する。
- イ 衛生管理区域を定め、部外者の立入制限、立入車両の消毒、立入者の手指・靴の消毒及び立入者に関する記録を保管する。
- ウ 衛生管理区域を定期的に清掃・消毒する。
- エ 衛生管理区域に防護柵を設置するなど、野生いのししの侵入防止に努めるとともに、防鳥ネット等を設置し、畜舎への野鳥等の野生動物の侵入防止に努める。
- オ 豚等の死体及び排せつ物等は適正に保管し、それらを農場から移動する場合には漏出防止に努める。
- カ 適正な密度で豚等を飼養する。
- キ 異常豚を発見した場合は、直ちに獣医師又は家保に通報する。
- ク 埋却地を確保する。
- ケ 大規模所有者は、担当の獣医師を定めるとともに、特定症状を確認した場合の家保への通報ルールを定めて、従業員に周知する。

※ 飼養衛生管理基準チェック表によって随時遵守状況を確認し、不備項目については改善に努める。

(3) その他

発生時においては、遺伝的に重要な種豚等を含め、個別の特例的な扱いは一切行わない。このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵等による遺伝資源の保存、種畜の分散配置、導入元を複数にするなどにより、日頃からリスク分散を図る。

防疫対策上の関係機関・団体の役割分担（一覧表）

作業内容	県			関係市町村	農協・団体・系列等	その他	
	対策本部	現地対策本部					
	畜産課等	家保	関係機関				
検査結果の連絡（連絡網）	◎	◎	○	◎			
対策本部の設置（県、現地、市町村）	◎	◎	○	◎			
発生に関する広報	◎		○	◎			
防疫作業日程調整	◎	◎	○	○	△		
発生農場の情報収集・整理		◎	○	◎	◎		
防疫作業従事者の動員	◎	◎	◎	◎	○		
防疫資材の確保	◎	◎	○	△			
殺処分方法の検討・決定	◎	◎					
防疫作業従事者の健康相談	◎		◎				
発生農場防疫措置	処分家畜・物品の評価	○	◎		◎	◎	
	殺処分	△	◎	◎	◎	◎	協定団体
	埋却作業	○	◎	◎	○	○	協定団体
	農場・周辺の消毒	○	◎	○	○	○	
	水源・電力の確保				◎	◎	
埋却地関係	候補地の選定	◎	◎	◎	◎	◎	△(国)
	必要面積の算出	○	◎	○	○		
	候補地の事前調査	○	◎	◎	◎	◎	
	重機（オペレーター）の確保	◎	◎	◎	○	◎	協定団体
制限区域関係	移動・搬出制限区域の選定・設定	◎	◎	○	◎		
	制限区域の広報	◎		○	◎		
通行制限	道路使用の調整	○	◎		◎		◎(警察)
	交通規制標示		◎		◎		
	制限内容の広報	◎			◎		
防疫ステーション・仮設テント関係	防疫ステーション・仮設テントの選定・確保		○		◎		
	防疫ステーション・仮設テントの管理・運営	○	◎	◎	○		
	防疫作業従事者の移送方法の検討	◎	○	○	○		
発生状況確認検査 清浄性確認検査	対象農場の確認	◎	◎	○	◎	○	
	ルート等計画策定	○	◎		○	○	
	獣医師の派遣	○	◎			△	協定団体
	案内人の派遣				◎	◎	
周辺住民への対応	周辺住民への調整等						
消毒ポイント関係	候補地の調査・選定	○	◎	◎	◎		
	消毒ポイントの管理・運営		○	○	◎		
	消毒作業人員派遣	○	○	○	◎	△	
	道路使用の調整	◎			◎		◎(警察)
	疫学関連農場・施設の疫学調査	◎	◎		○	○	
	疫学関連農場・施設の立入調査		◎		○	○	
	事前準備	防疫演習の開催による情報共有					
	緊急連絡網の整備						
	埋却候補地の確保						
	農場リスト・防疫マップの整備						

◎：主体となり活動 ○：協力 △：必要に応じて

第3 異常豚の届出から病性鑑定までの措置

1 異常豚の早期発見

急速に拡大する本病の被害を最小限に食い止めるためには、疾病の早期発見が最も大切である。そのためには、豚等の所有者自身が本病の症状について熟知し、毎日の健康状態を観察し、早期に異常豚を発見することが極めて重要である。

(1) 豚等の所有者の対応

ア 豚等の所有者は、飼養する豚等に以下の豚熱の主な症状（特定症状）を示すものがないか、注意深く観察する。

(ア) 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

(イ) 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りではない。

a 摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

b 便秘、下痢

c 結膜炎（目やに）

d 歩行困難、後軀麻痺、けいれん

e 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

f 流死産等の異常産の発生

g 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
(ウ) 同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りではない。

(エ) 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ μ l 未満）又は好中球の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるもの

が明らかな場合は、この限りではない。

(2) 獣医師の対応

- ア 診療の際は、本病を疑う疾病の発生がないか留意する。
- イ 平素から本病発生の情報について把握し、豚等の所有者へ情報の提供ができるようにしておく。

(3) 家保の対応

- ア 家畜防疫員は、農場又は豚等の集合場所への立入の際には、本病の発生がないか常に留意し観察する。
- イ 普段から豚等の所有者及び関係者が集合する際は、パンフレット等を使って本病に関する知識の普及・啓発に努める。

2 通報（届出）

異常豚を発見した豚等の所有者、獣医師、と畜検査員、市場関係者等は、直ちに家保に通報する。

【家保連絡先】

家保名	電話番号
中央家保	098-945-2297
北部家保	0980-52-3321
宮古家保	0980-72-3321
八重山家保	0980-84-4111

各家保については、夜間・休日は自動転送により対応している。

3 通報を受けた家保等の措置

(1) 家保の対応

家保は、異常豚の通報があった場合、電話での聞き取りによりの確に症状を把握するとともに、「異常豚の届出を受けた際の報告」を指針様式により県畜産課に連絡するとともに直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

- ア 通報を受けた家畜防疫員は、聞き取った情報を家保所長に報告する。
- イ 立入検査が必要と判断した場合は、家保所長は県畜産課に「異常豚の届

出を受けた際の報告」を指針様式により報告するとともに、農場到着予定時間を告げる。

なお、報告に当たっては、確認がとれた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認がとれ次第報告する。

- ウ 患畜等が確定した場合に備えて、全職員に連絡・召集を行い、迅速な防疫措置が行えるよう現地周辺の豚等の飼養状況等の確認など、以下の項目について準備を行う。

「作業内容確認表」

- (ア) 制限予定区域の設定及び農場リストの作成
- (イ) 当該農場の畜舎等の配置図の作成
- (ウ) 消毒ポイント予定地の選定
- (エ) 埋却予定地の選定
- (オ) 防疫ステーション及び仮設テントの選定
- (カ) 防疫作業従事者・資材の確保
- (キ) 防疫措置計画の策定
- (ク) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係機関への連絡

(2) 県畜産課の対応

- ア 報告を受けた県畜産課は、患畜等が確定した場合を想定し、緊急防疫に必要な家畜防疫員の待機状況、緊急連絡網の確認、防疫資材の調達計画等の点検を行う。
- イ と畜場、家畜市場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣する。なお、当該家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

(3) 家畜防疫員の対応

通報を受けた家畜防疫員は、次の対応を行う。

ア 通報者からの疾病状況の聞き取り

通報を受けた家畜防疫員は、「異常豚の届出を受けた際の報告」を指針様式により症状及び疫学情報の電話聞き取りを行う。

イ 通報者等への指導

聞き取りにより、本病を疑う場合は、以下の措置について実施するよう

指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。

4 農場への病性鑑定立入検査

通報を受けた家畜防疫員は、聞き取りにより本病を疑う場合は、直ちに立入検査を実施する。

(1) 家畜防疫員の対応

- ア 家畜防疫員は、病性鑑定用器材及び消毒器材を携行して農場に急行する。
- イ 現地到着後、車両を農場の衛生管理区域外に置いて防疫服を着用し、施設内に入る。
- ウ 農場内へは家畜防疫員2名以上で立ち入る。
- エ 異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。
 - (ア) 臨床症状（特定症状：紫斑、摂氏40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎、歩行困難、後軀麻痺、けいれん、被毛粗剛、発育不良、流死産、皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便の有無）の確認
 - (イ) 体温測定
 - (ウ) 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の採血（血清及び抗凝固剤加血液）
 - (エ) 異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラ等で撮影する。
 - (オ) 農場、畜舎の外観、畜舎の内部の写真もデジタルカメラ等で撮影する。
 - (カ) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を県畜産課に電子メールで送付する。

(2) 豚等の所有者の対応

- ア 家畜防疫員が、速やかに臨床検査ができるように豚等の保定等に協力する。
- イ 疫学等の聞き取り調査に対して、記録帳等の提出に協力する。

(3) 獣医師の対応

- ア 臨床検査や体温測定等の協力
- イ 採血の協力

(4) 県畜産課の対応

ア 家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

(ア) 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

(イ) 同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

- a 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退
- b 便秘、下痢
- c 結膜炎（目やに）
- d 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
- e 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
- f 流死産等の異常産の発生g 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

(ウ) 同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

(エ) 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ μ l未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

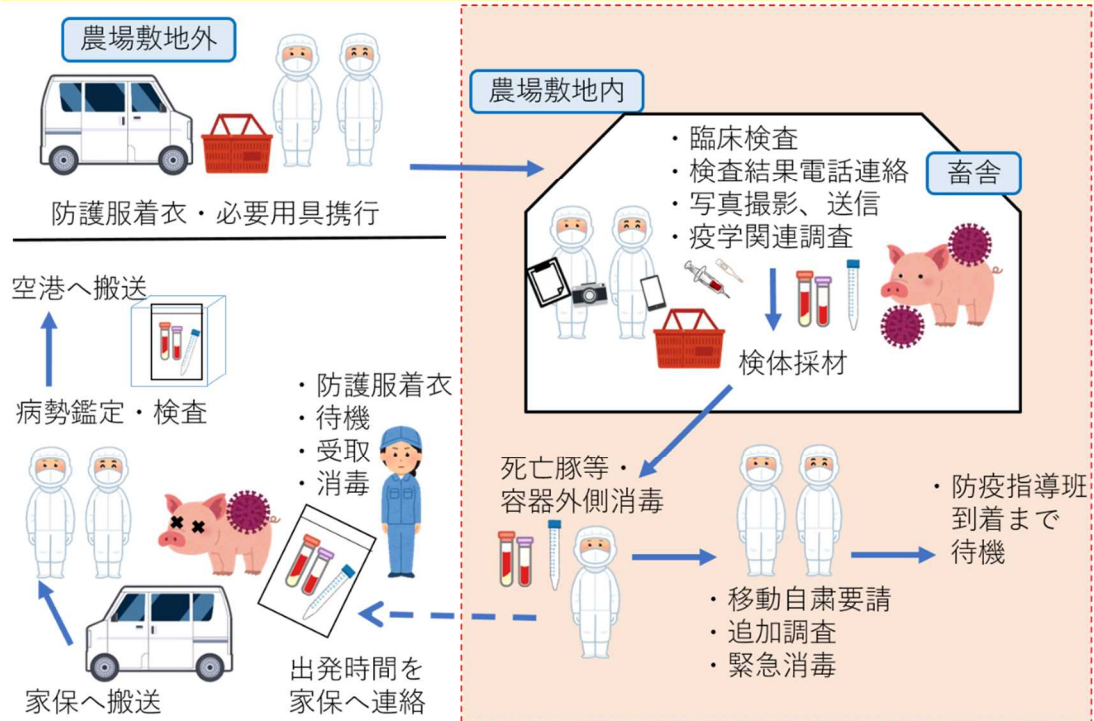
5 本病を否定できない場合（先発隊派遣）

臨床検査等により、本病を否定できない場合は、農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、直ちに次の措置を講じる。

（1）家畜防疫員の対応

- ア 本病を否定できないと判断する根拠を、家保に電話で連絡する。
- イ デジタルカメラ等で撮影した特定症状については、速やかにメール等で家保へ送信する。
- ウ 現地での検査及び調査の結果を家保に電話連絡し、連絡担当者は「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」を指針様式にて記録する。
- エ 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚熱若しくはアフリカ豚熱の感染が疑われる豚等とともに家保に運搬する。
- オ 家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定（豚熱及び類症鑑別）に必要な検体（扁桃、脾臓及び腎臓を必ず含める。）を採材する。

豚熱検査材料採取時 現地作業イメージ



- カ 当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
- (ア) 生きた豚等
 - (イ) 採取された精液及び受精卵
 - (ウ) 豚等の死体
 - (エ) 豚等の排せつ物等
 - (オ) 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- キ 当該農場への関係者以外の者の立ち入りを制限する。
- ク 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具・機材等、農場内等の消毒する。
- ケ 疫学調査を実施する。疫学調査は、「疫学関連家畜等調査票」を用いて当該農場の過去28日間における以下の項目について実施する。
- (ア) 豚等の移動履歴
 - (イ) 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - a 農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、指導員等、複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - b 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数

の農場の衛生管理区域に立ち入る車両

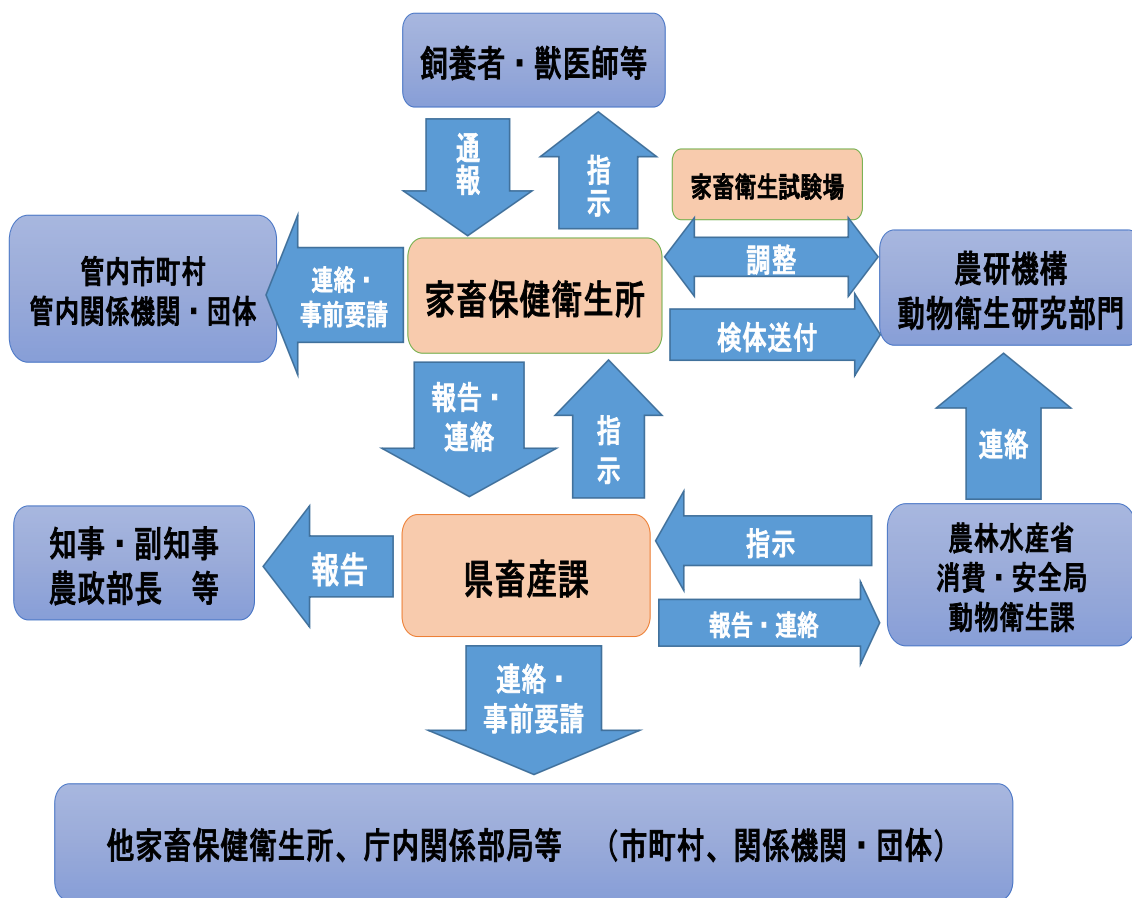
- (ウ) 堆肥の出荷先
- (エ) 精液及び受精卵の出荷先・導入元
- (オ) 給与飼料の情報

(2) 家保の対応

- ア 県畜産課へ検査及び調査の結果並びに判断の根拠を電話で連絡するとともに、「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」をメール等で送信する。
- イ デジタルカメラ等で撮影した画像が送られてきた場合は、速やかにメールで県畜産課へ送信する。また、追加で聞き取りを行った情報等がある場合についても同様とする。
- ウ 農場から搬入された豚等の死体等について、病性鑑定を行い、検査に必要な検体（扁桃、腎臓及び脾臓を必ず含める）を採材する。
- エ 豚熱ウイルスへの感染の有無について、次の検査を行う。
 - (ア) 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）
 - (イ) 抗原検査（ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法）
 - (ウ) 血清抗体検査（エライザ法）
 - (エ) 血清抗体検査（中和試験。ただし、（ウ）で陽性であった場合に限る。）
- オ 剖検所見及びエの検査成績について、速やかに県畜産課に報告する。
- カ 陽性判定時に備えた準備を行い、遅くともエの検査結果が全てでる前までに県畜産課へ報告する。
 - (ア) 当該農場における畜舎等の配置の把握
 - (イ) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理
 - (ウ) 動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
 - (エ) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
 - (オ) 消毒ポイントの設置場所の選定
 - (カ) 当該農場の所在する市町村、関係市町村、関係団体への連絡

(3) 県畜産課の対応

- ア 家畜防疫員による臨床検査の結果、特定症状を確認した場合には、異常豚の写真、症状、同居豚の状況等に関する情報について、「異常豚が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）」を指針様式により直ちに動物衛生課に報告する。なお、確認に時間を要する事項がある場合には、確認がとれ次第追加で報告することとする。
- イ 家保で実施した血液検査成績及び豚等の死体等の剖検所見等を確認し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に搬入する体制を整える。
- ウ 抗原検査またはエライザ検査で陽性となった場合には、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。動物衛生研究部門に検体を送付する際には、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬し、必ず「病性鑑定依頼書」を指針様式にて添付する。
- エ 発症豚等が複数である場合（発症後数日が経過し、群内に感染の広がりがある場合など）、本病である可能性が極めて高いと判断される場合は、動物衛生課と協議した上で、関係市町村、九州・山口の8県に通報する。
 - * 混乱を避けるために、関係市町村、九州・山口の8県には、この時点での情報の取扱いについては慎重を期すよう依頼する。
- オ 「異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告」を指針様式により動物衛生課に報告する。また、現地周辺の家畜飼養状況等の関連情報を整理するとともに当該農場の関連場所、施設等の調査を開始し、状況に応じて発生状況確認検査の準備をする。



6 陽性判定時に備えた準備（防疫計画の作成）

県は、動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも豚熱ウイルスの感染確認検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理
- (3) 動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
- (4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡陽性判定時に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、テントの設営場所、資材置場として活用可能な場所等を整理する。

(1) 現地対策本部（家保）の対応

防疫措置に係る事前準備を迅速に行うため、各自が共通認識のもと、それぞれの分担を的確に遂行する必要がある。そこで、各所属の担当による防疫指導班を編成し、現地調査を実施することで防疫措置に必要な情報を把握する。

また、発生農場等周辺住民へ発生農場、埋却地、防疫ステーション、仮設テント、消毒ポイント等の防疫措置に関連する施設並びに作業場所の周辺に居住する方々に対しては、法に基づく防疫措置を行う旨の説明をする準備をする。

ア 先遣隊を招集（先遣隊・防疫計画係および埋却係）

先遣隊の派遣調整を県畜産課と調整する。各所属の担当者による先遣隊を編成し農場への派遣を指示し、防疫措置に必要な情報を把握する。

（先遣隊の構成）

防疫計画係：家畜防疫員 2 名、市町村担当 1 名、農場責任者

埋却係：家畜防疫員 1 名、県農林土木担当課 1 名、市町村担当 1 名、測量建設コンサルタンツ協会 1 名、建設業協会 1 名、磁気探査協会 1 名

（※ 必要に応じて加えるものとする）

（ア）先遣隊（先遣隊・防疫計画係および埋却係）は、「異常豚飼養農場

に関する疫学情報の報告」等を用いて病性鑑定班と情報共有をし、立入調査票を作成、写真撮影後メール等を活用して総務班へ報告（事前調査報告）する。その後、先遣隊と合流し防疫作業計画作成に必要な調査を行う。

また、埋却地、防疫ステーション、仮設テントにおける選定には、後項目の「エ 選定における条件、オ 防疫ステーション及び仮設テントの選定」を確認すること。

（イ）調査事項

発生現地にて、「作業内容確認表」を使用して防疫措置に必要な事項の調査を行う。現地での調査には、（ア）で作成した立入調査票を用いて「先遣隊調査票」を作成する。

イ 調査報告

先遣隊が作成した「先遣隊調査票」は、写真撮影後、現地家保へメール送信する。

（ア）防疫作業計画作成

防疫対策班（先遣隊・防疫計画係および埋却係）は、防疫作業計画（案）を作成し総務班動員調整係と必要人員（案）を調整、資材管理係と必要資材のリストアップを行う。また、埋却地の選定および埋却に必要な重機・資材のリストアップもあわせて行う。

調整ができたものから県畜産課へ報告、情報共有を行う。

（イ）総務班、防疫支援班（防疫ステーション係・資材管理係・仮設テント係）と連携し、防疫作業員人数、派遣クールスケジュール、資材の確認、住民説明会の準備等、防疫作業計画最終打ち合わせを行う。

ウ 防疫作業従事者及び資材確保の準備

防疫措置を実施する際に必要と考えられる防疫作業従事者及び資材・機材の確保に備える。発生農場の飼養羽数や必要作業人数の積算人数に応じて県畜産課（動員・移動規制班）へ動員必要数の応援依頼をする。資材が足りない場合は県畜産課（資材班）に必要な数を報告する。

エ 選定における条件

（ア）埋却予定地の選定

埋却地はまん延防止のため、原則として、発生農場の敷地内又は隣接地等とする。やむを得ない事情により、これらの埋却地を確保できない場合に

は、あらかじめ確保してある公有地の利用等を検討する。

- a 人家、水源、河川及び道路に近接しない場所で、日常、人及び家畜が接近しない場所であること。
- b 洪水や崩落等の可能性がない場所であること。
- c 最低4 m程度の掘削が可能であること。
- d 埋却後3年以上、発掘等を実施する予定がない場所であること。
- e 機械（特に重機）、資材の搬入が容易であること。

(イ) 埋却地における役割分担

- a 家畜の所有者：農場の敷地内又は隣接地等に埋却予定地を確保する。
- b 農林水産振興センター、家保及び市町村
 - ① 家保は、農林水産振興センター、県畜産課、市町村及び家畜の所有者と連携・協議して適切な埋却候補地を選定する。
 - ② 適切な候補地がある場合は、関係機関職員、市町村等で現地確認を行い、その結果を県畜産課に報告する。

(ウ) 県畜産課：家保及び市町村と連携し、埋却地周辺住民等へ理解を得るための説明を行う等、必要な対策を実施する。

オ 防疫ステーション及び仮設テントの選定

防疫作業を円滑に実施し、本病のまん延を防止するために防疫ステーション及び仮設テントの設置が必要であることから、次のとおり選定する。なお、仮設テントの設置にあたっては、先遣隊の現地調査の情報を元に現地家保で設置場所について検討する。

(ア) 防疫ステーション

防疫作業従事者が集合し、作業の説明、防疫服への着替え、資材の配付、シャワー施設として利用する場所である。したがって、設置条件としては発生地（農場等）に近く、駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所（体育館、公民館等）とする。

(イ) 仮設テント

防疫資材の補給、作業後の脱衣等の場所である。したがって、設置条件としては、発生地（農場等）の隣接地で、コンテナやテント等を設置できる場所とする。やむを得ない事情により、発生地の隣接地に確保できない場合にはできるだけ近くに確保する。

カ 消毒ポイント等の選定

(ア) 農林水産振興センター、家保及び市町村

通行制限、遮断ポイント、消毒ポイントの選定

発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、防疫計画に基づき、通行制限、遮断ポイントの設定、あらかじめ登録してある消毒ポイント候補地等から選定する。

(イ) 通行制限・遮断ポイント・消毒ポイントの確認事項

- ・ポイントの場所と設置数
- ・ポイント設置に必要な資材
- ・ポイントの運営に必要な人員

※ 夜間作業の場合、それに必要な資材も加えて検討する。

(2) 県畜産課

県畜産課は家保と連携・協議して、制限区域の設定範囲、消毒ポイント設置数と場所、防疫計画内容の調整を行い、国と計画等についての調整を行う。

また、家保その他関係機関と連携・協議して家畜防疫員、防疫作業従事者及び資材・機材の確保に備える。国及び他県からの防疫作業従事者の派遣が及び資材の貸与等が必要である場合には、その算定を行い、国等へ派遣・貸与を要請する。

(3) 市町村

家保その他関係機関と連携、協議して防疫作業従事者及び資材の確保に備える。防疫ステーション及び仮設テントの場所を選定、確保する。家保、県畜産課及び家畜の所有者と連携・協議して適切な埋却候補地を選定する。特に、消毒ポイント設置の際は、消毒作業人員の派遣とその調整を行い、消毒ポイントの管理・運営を行う。

また、家保と連携し、発生農場、埋却地、防疫ステーション、仮設テント、消毒ポイント等の防疫措置に関連する施設並びに作業場所の周辺に居住する住民に対しては、法に基づく防疫措置を行う旨を説明する

(4) 農業協同組合、農業共済組合及び獣医師会等

家保、市町村と協力して防疫作業従事者及び資材の確保に備える。

7 浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

県は、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

(1) 臨床検査で異状が確認された場合

指針に準じて適正な防疫措置を講ずる。

(2) 抗体保有状況調査により陽性が確認された場合

ア エライザ法により陽性が確認された場合

引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。中和試験及び病性鑑定において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。

また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、当該農場への関係者以外の立入制限及び当該農場の出入口、使用衣類、飼養器具の消毒指示するとともに、当該農場内の生きた豚や死体、敷料、飼料、器具などの移動制限又は移動自粛を要請し、陽性判定時に備えた準備を進める。さらに、血液検査及び抗原検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

イ 中和試験により陽性が確認された場合

当該中和試験で用いた血清を動物衛生研究部門に送付するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して適正な防疫措置を行うことを指示し、陽性判定時に備えた準備を進める。さらに、血液検査及び抗原検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

(3) 病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して病原体のまん延防止のための指針に準じた措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、血液検査、抗体検

査、エライザ検査、中和試験の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、陽性判定時に備えた準備も同時に進める。

また、病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、前項（２）のア又はイの措置を実施する。

8 病性鑑定材料の送付

動物衛生研究部門へ事前連絡の上、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を、空輸にて、冷蔵（4℃）で搬送する。送付の際は、必ず「病性鑑定依頼書」を指針様式にて添付する。

（1）家畜衛生試験場の対応

分離されたウイルス等について、病原体拡散防止の観点から適切に規定の輸送容器に検体を入れて空港へ搬送する。検体の空港への到着時間と搭載可能な便を確認するとともに、県畜産課へ報告する。

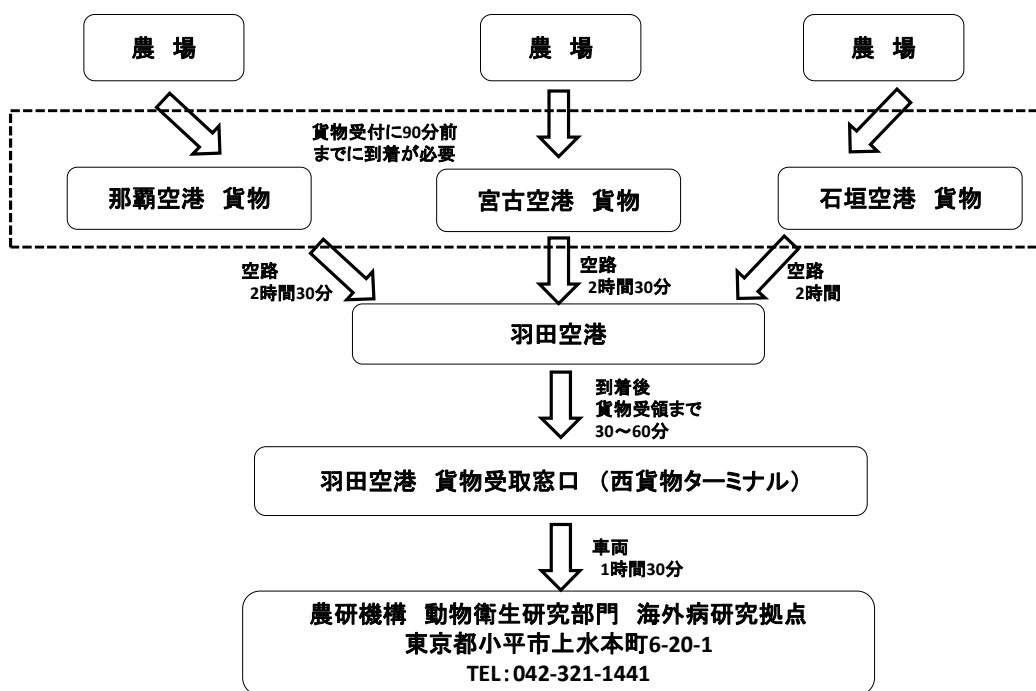
（2）県畜産課の対応

- ア 搭載便を決定する。
- イ 検体を空港から搬送する職員を手配するか、県東京事務所職員に受け取り並びに動物衛生研究部門への搬入を依頼する。
- ウ 到着予定時間を動物衛生課、動物衛生研究部門に報告する。

（3）輸送経路及び時間

輸送については、下記の経路で搬入することとする。

那覇空港出発から動物衛生研究部門への所要時間は約5時間。



9 その他

(1) 県畜産課は、異常豚の届出を受けた場合、臨床検査で異常豚を確認した場合、又は病性鑑定において豚熱を否定できない所見が確認された場合等には、同様の症状を示すアフリカ豚熱の検査を行うため、動物衛生課と協議の上、豚熱の検査結果を待たず、直ちにアフリカ豚熱の診断に必要な検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を動物衛生研究部門に送付する。この場合、アフリカ豚熱でないと判定されるまで、病原体のまん延防止のための措置を継続する。

また、家保は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、県は、必要に応じ、ウイルス分離検査（浸潤状況確認調査の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

(2) まん延防止対策の措置は、豚等の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査時に異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、家保は、と畜場、家畜市場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、指針に準じた措置を講ずる。

なお、県畜産課は当該家畜が県外の農場から出荷された豚等であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。また、逆に他の都道府県から本県に同様の連絡があった場合には、直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、指針に準じた措置を講ずる。

第4 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次の（１）及び（２）により、病性を判定する。

（１）異常豚の通報があった場合

臨床検査（特に体温測定）及び血液検査、抗原検査、エライザ検査、中和試験の結果並びに動物衛生研究部門が行う遺伝子解析をはじめとした検査（以下「遺伝子解析等検査」という。）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、

- ア イ以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに患畜及び疑似患畜の判定に移行する。
- イ 移動制限区域内で豚熱が続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果に基づき、直ちに患畜及び疑似患畜の判定に移行する。

（２）浸潤状況を確認するための調査で陽性が確認された場合

- ア 臨床検査で異状が確認された場合には、当該臨床検査（特に体温測定）、血液検査、抗原検査、エライザ検査、中和試験及び遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、（１）のアの手続に従う。
- イ 抗体保有状況調査により陽性が確認された場合には、当該抗体保有状況調査の結果、エライザ検査又は中和試験が陽性であった場合に行う臨床検査（特に体温測定）及び血液検査、抗体検査の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、（１）のアの手続に従う。
- ウ 病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、
 - （ア）当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合に行う臨床検査（特に体温測定）及び血液検査、抗体検査、エライザ検査、中和試験（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査

の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。
この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあつては、前項
(1) のアの手続に従う。

(イ) 当該調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、イの手続に従う。

(ウ) 野生いのししの調査において陽性が確認された場合には、病性の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から県畜産課に通知される。

なお、抗原検査を実施した豚が陽性となった場合であっても、遺伝子解析や疫学調査等により、ワクチン株であることが明らかな場合は、当該豚は患畜又は疑似患畜と判定しない。

(1) 患畜

ア ウイルス分離検査により、豚熱ウイルスが分離された豚等

イ 遺伝子検査（PCR検査及び遺伝子解析）により豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

ウ 移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚熱ウイルス抗原が検出された豚等

エ 移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（1つの畜房につき1頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）に同居する豚等であつて、このうち、特定症状が確認され、PCR検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

オ 初発農場（移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る疫学調査により他の農場で

患畜が確認された場合の当該初発農場における（２）のアの疑似患畜

（２）疑似患畜

- ア 初発農場において、同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の豚等を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）の複数の豚等に特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又はPCR検査によりペスチウイルス抗原が検出された豚等
- イ 患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等
- ウ 発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等
- エ 疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜 と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあつては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- オ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であつて、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等
- カ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

第5 患畜又は疑似患畜判定後の作業

1 関係者への連絡

(1) 県畜産課、家保は、豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、現地対策本部に必要な防疫措置を指示する。また、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

ア 当該豚等の所有者

イ 県内の市町村

ウ 県獣医師会、生産者団体その他関係団体等

エ 県警察、自衛隊その他関係機関

オ 九州・沖縄・山口の8県

(2) (1) の場合、当該農場から半径3 km 以内の農場及び県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。

(3) 情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該農場の情報提供を受ける者に対し、豚熱のまん延防止を目的として行われる情報提供であることを周知し、情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせたりすることのないよう指導する。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) 県畜産課は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合、その旨を管轄の家保を通じ、豚等の所有者及び当該農場の所在する市町村等に連絡するとともに、九州8県及び関係機関に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、県畜産課から動物衛生課に報告する。

2 対策本部の設置・開催

- (1) 患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた県畜産課は、沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱に基づき、速やかに関係部局で構成する県対策本部を、発生地域の家保は、現地対策本部を設置、開催する。また、それ以外の家保には、地域対策本部を設置する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置、開催する。なお、県対策本部以外の対策本部を設置する場合、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。
- (2) 県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において防疫措置、資材調達、疫学調査、公報、出納管理等の役割分担を定める。
- (3) 国からの派遣
 - ア 農林水産省対策本部の防疫方針を県に正確に伝達し、国と県が連携を密にできるよう調整する職員
 - イ 農林水産省対策本部の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
 - ウ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - エ 小委に設置する疫学調査チーム
- (4) (3) アの職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

3 報道機関への公表等

- (1) 県畜産課は、患畜又は疑似患畜と判定がなされたときは、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表する。

- (2) 当該公表は、原則として、農林水産省及び県が同時に行う。
- (3) 当該公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と県畜産課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ア プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - イ まん延防止及び円滑に防疫措置を実施するため、発生農場や周辺農場等には近づかないこと。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 県畜産課は、事前に策定した動員計画及び陽性判定時に備えた準備で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、関係機関及び関係団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。